

京都府公報

号外 第16号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

訓 令	ページ
○京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員総務課)	1

訓 令

京都府訓令第8号

本 庁
地方機関

京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

京都府職員安全衛生管理規程（昭和54年京都府訓令第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条—第20条」を「第15条—第22条」に、「第21条—第26条」を「第23条—第28条」に、「第27条—第30条」を「第29条—第32条」に改める。

第1条中「これ」を「これら」に改める。

第2条中「において」の右に「使用する用語の意義は、法、労働安全衛生法施行令及びこれらに基づく関係省令において使用する用語の例によるほか」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 所属長 次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる者をいう。

ア 本庁 危機管理監、文化施設政策監、室長、課長及びセンター長並びに部課長専行規程（昭和27年京都府訓令第18号）第13条第1項第16号に掲げる事務を専行する企画参事及び参事

イ 地方機関 地方機関の長

第3条第1項中「法第10条第1項に規定する」を削る。

第5条中「作業主任者及び衛生管理者又は衛生推進者」を「衛生管理者、衛生推進者、作業主任者、化学物質管

理者及び保護具着用管理責任者」に改め、同条第2号中「、その」を「及びその」に、「、保健指導」を「並びに保健指導」に改める。

第6条第1項中「法第11条第1項の規定する」を削る。

第7条第1項中「法第12条第1項に規定する」を削る。

第9条第1項中「法第14条に規定する」を削る。

第30条を第32条とし、第27条から第29条までを2条ずつ繰り下げる。

第26条中「一に」を「いずれかに」に改め、第4章中同条を第28条とし、第21条から第25条までを2条ずつ繰り下げ、第3章中第20条を第22条とする。

第19条第1項第1号中「第16条」を「第18条」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条第1項中「別表第5」を「別表第6」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1項中「別表第5」を「別表第6」に改め、同条を第18条とする。

第15条第2項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第17条とする。

第14条を第16条とし、第3章中第13条を第15条とし、第2章中第12条を第14条とする。

第11条第1項第2号中「第13条」を「第15条」に改め、同条を第13条とする。

第10条第1項中「法第13条第1項に規定する」を削り、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(化学物質管理者)

第10条 化学物質管理者は、別表第4に定めるところに置く。

2 化学物質管理者は、省令第12条の5第3項第2号に規定する者のうちから、所属長の内申に基づき知事が選任する。

3 化学物質管理者は、次に掲げる事務に係る技術的事項を管理し、必要な措置について所属長に報告するものとする。

(1) 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による交付及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。

- (2) リスクアセスメントの実施に関すること。
- (3) 省令第577条の2第1項及び第2項の規定による措置その他法第57条の3第2項の規定による措置の内容並びにその実施に関すること。
- (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- (5) 省令第34条の2の8第1項の規定によるリスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- (6) 省令第577条の2第11項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- (7) 第1号から第4号までに掲げる事務に係る技術的事項の管理を実施するに当たつての職員に対する必要な教育に関すること。

(保護具着用管理責任者)

第11条 保護具着用管理責任者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、職員に保護具を使用させるときに置く。

2 保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第2項第2号に規定する者のうちから、所属長の内申に基づき知事が選任する。

3 保護具着用管理責任者は、次に掲げる事項を管理し、必要な措置について所属長に報告するものとする。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 職員の保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 保護具の保守管理に関すること。

別表第5中「(第16条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同表を別表第6とし、別表第4中「(第15条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同表を別表第5とし、別表第3の次に次の表を加える。

別表第4 (第10条関係)

税務課、府有資産活用課、自然環境保全課、京都府消費生活安全センター、京都府立植物園、京都府立京都学・歴史館、京都府動物愛護センター、京都府乙訓保健所、京都府山城北保健所、京都府山城南保健所、京都府南丹保健所、京都府中丹西保健所、京都府中丹東保健所、京都府丹後保健所、京都府保健環境研究所、京都府立洛南病院、京都府計量検定所、京都府中小企業技術センター、京都府中小企業技術センター中丹技術支援室、京都府織物・機械金属振興センター、京都府立京都高等技術専門学校、京都府立陶工高等技術専門学校、京都府立福知山高等技術専門学校、京都府農林水産技術センター農林センター、京都府農林水産技術センター農林センター森林技術センター、京都府農林水産技術センター農林センター丹後農業研究所、京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所、京都府農林水産技術センター畜産センター、京都府農林水産技術センター畜産センター碓高原牧場、京都府農林水産技術センター海洋センター、京都府京都乙訓農業改良普及センター、京都府山城北農業改良普及センター、京都府南丹農業改良普及センター、京都府中丹東農業改良普及センター、京都府丹後農業改良普及センター、京都府山城家畜保健衛生所、京都府南丹家畜保健衛生所、京都府中丹家畜保健衛生所、京都府

丹後家畜保健衛生所、京都府水産事務所、京都府乙訓土木事務所、京都府南丹土木事務所、京都府南丹土木事務所美山出張所、京都府中丹東土木事務所、京都府中丹東土木事務所舞鶴出張所、京都府中丹西土木事務所、京都府丹後土木事務所、京都府営水道事務所広域浄水センター、京都府営水道事務所水質管理センター、京都府公営企業管理事務所、京都府山城広域振興局地域連携振興部、京都府山城広域振興局農林商工部、京都府南丹広域振興局農林商工部、京都府中丹広域振興局農林商工部及び京都府丹後広域振興局農林商工部

附 則

この訓令は、令和6年4月12日から施行する。